

京都市上下水道企業管理規程第5号

京都市水道局及び下水道局内部監査規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局内部監査規程等の一部を改正する規程

京都市水道局及び下水道局内部監査規程等の一部を次のように改正する。

(京都市水道局及び下水道局内部監査規程の一部改正)

第1条 京都市水道局及び下水道局内部監査規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局内部監査規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「総務部庶務課」を「総務課」に、「但し」を「ただし」に改める。

第3条及び第4条中「上下水道事業」を削る。

第6条中「附して」を「付して」に改め、「上下水道事業」を削る。

第8条中「もとづく」を「基づく」に、「立会わせる」を「立ち会わせる」に改める。

(京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「上下水道事業」を削る。

第4条第3項中「上下水道事業」を削り、「または」を「又は」に改める。

第5条第1項中「かかる」を「係る」に改める。

第6条中「上下水道事業」を削る。

第8条中「または」を「又は」に改める。

第9条中「上下水道事業」を削る。

第10条ただし書中「上下水道事業」を削る。

第11条中「または」を「又は」に改め、「上下水道事業」を削る。

様式第1号から第4号中「京都市上下水道事業管理者殿」を「(あて先) 京都市公
営企業管理者上下水道局長」に改める。

(京都市水道事業基金条例施行規程の一部改正)

第3条 京都市水道事業基金条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第4条中「上下水道事業」を削る。

(京都市水道局琵琶湖疏水記念館規程の一部改正)

第4条 京都市水道局琵琶湖疏水記念館規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に、「下水道事業」を「公共下水道事業」に
改める。

第2条中「総務部庶務課」を「総務課」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

(京都市水道局及び下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部改正)

第5条 京都市水道局及び下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 電子計算機設置課 京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条に規定する課、総務部事業所、水道部事業所及び下水道部事業所(以下「課等」という。)で、電子計算機を設置し、電子計算機による処理を実施する課等をいう。

第3条第2項中「水道局総務部長・下水道総務部長」を「総務部長」に改める。

第20条及び第21条中「一」を「いずれか」に改める。

(京都市水道局及び下水道局聴聞に関する規程の一部改正)

第6条 京都市水道局及び下水道局聴聞に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局聴聞に関する規程

本則中「上下水道事業」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)